

令和 8 年度

市民税・県民税・森林環境税 給与所得に係る特別徴収のしおり

令和 8 年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴殿を令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の給与所得に係る特別徴収義務者に指定（地方税法第 41 条、第 319 条および第 321 条の 4 第 1 項並びに宜野湾市税条例第 45 条第 1 項）し、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の通知書を送付いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収および納入についてはこの「特別徴収のしおり」をご参照の上、一層のご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

- この特別徴収のしおりは令和 8 年度より郵送を廃止しております。
 - 異動届出書や特別徴収切替申請書等は e L T A X（エルタックス）でもご提出できます。
 - e L T A X による給与支払報告書の提出について
 - ・e L T A X で給与支払報告書をご提出していただくと、特別徴収税額通知書を e L T A X による受け取りが可能です。
- なお、特別徴収税額通知書の受け取り方法は、「e L T A X（電子データ）のみ」または「紙のみ」となります。

〒901-2710
沖縄県宜野湾市野高一丁目 1 番 1 号
宜野湾市役所
総務部 税務課 市民税係
☎ (098) - 893 - 4443（直通）
FAX (098) - 893 - 4467

目次

特別徴収の事務処理について	1
退職所得に係る特別徴収について	2
令和 8 年度特別徴収税額の変更通知書送付予定日 (事務処理スケジュール)	2
特別徴収納入書の書き方 (金額修正のあった場合)	3
退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の書き方	4

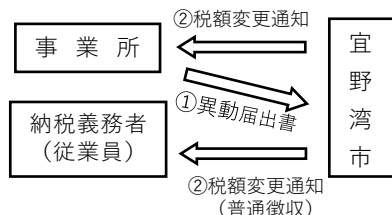
異動届出書や特別切替申請書等の様式については宜野湾市ホームページ
税務課「各種申請書」ページに掲載しております。

特別徴収の事務処理

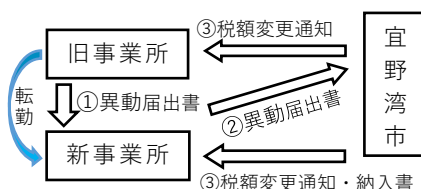
1. 納税義務者が異動（退職・転勤等）したとき

納税義務者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」をご提出して下さい。

(1) 普通徴収へ切替(従業員が退職した場合)
一括徴収又は特別徴収継続以外の場合は普通徴収となります。なお、本人希望による普通徴収へ変更はできません。



(2) 特別徴収継続(従業員が転職した場合)
新しい勤務先(給与支払者)で引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡して下さい。



(3) 一括徴収

退職などにより特別徴収できなくなった未徴収税額(残税額)の徴収について、残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は一括徴収となります。

※残税額の一括徴収にご協力下さい。

異動日：1月1日～12月31日	本人の申出により一括徴収
異動日：1月1日～4月31日	原則：一括徴収(本人の申出不要) ※法律で義務付けられています

※納入書の納税額を変更する必要があります。(一括徴収した税額を納入する月の納税額を増額し、以降の納入額を減額して下さい。)

2. 特別徴収税額の変更(法第321条の6)

特別徴収税額の通知後に、課税情報の更正等により税額が変更になった場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、変更後の月額割を基に徴収して下さい。

なお、変更後の納入書は新たに送付しておりません。

3. 普通徴収から特別徴収への切替

「特別徴収への切替申請書」をご提出して下さい。
就職や切替のあった翌月10日必着でお願いします。期日を過ぎますとこちらからの通知の発送が翌々月となる場合があります。

※特別徴収税額の通知書発送は受理後より3～8週間はかかりますので、特徴開始月は2ヵ月程度の余裕をもって行って下さい。P3の特別徴収税額の変更通知書送付予定日を参考にして下さい

4. 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更がある場合

特別徴収義務者の所在地・名所に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地等変更通知書」を速やかに提出して下さい。

5. 納期の特例

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に対して提出し、その承認を受けたときは次の通り2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

6. 納入が遅れた場合

特別徴収税額を納期限までに納入しない場合は、督促手数料や延滞金が徴収されます。また、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けることになりますので、特に注意して下さい。

7. 郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入に沖縄県外の郵便局・ゆうちょ銀行を利用する場合は、「指定通知書」に利用する郵便局又はゆうちょ銀行を記載し、最初に納入する納入通知書(納付書)と一緒に提出して下さい。※最初の1回のみ。
なお、前年度に引き続き郵便局・ゆうちょ銀行を利用される場合は、届出は必要ありません。

「指定通知書」は宜野湾市ホームページ「税務課 各種申請書」より取得できます。

退職所得に係る特別徴収

令和8年度特別徴収税額の変更通知書送付予定日

1. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に係る市民税及び県民税は、退職金等を支払う際に他の所得と区分して税額を計算し、その税額を退職金等から徴収して頂きます。

2. 納入について

退職金等の支払いをする際、その税額を徴収して、徴収した月の納入期限までに「納入書」により、金融機関等へ納入して頂きます。

なお、納税義務者が、年の途中に住所を他市町村へ変更した場合であっても、退職金等の支払いを受けるべき日（退職した日等）の属する年の1月1日現在に宜野湾市に住所を有していた場合は、その税額を宜野湾市へ納入して頂きます。

3. 退職所得に係る税額の求め方

(1) 退職所得控除額を求めます。

勤続年数(端数切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(2) 退職所得の金額を求めます。(退職所得の金額は千円未満を切り捨て)

退職所得の金額 = (退職金等の金額 - (1)退職所得控除額) × 1/2

※退職所得控除額を控除した残額の2分の1を退職所得として課税する累進緩和措置については、勤続年数が5年以下の法人役員等については適用されません。

※勤続5年以下の人（役員等以外）に支払われる退職所得については以下（Ⅰ、Ⅱ）参照

Ⅰ. 退職金等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

退職所得の金額 = (退職金等の金額 - (1)退職所得控除額) × 1/2

Ⅱ. 退職金等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合

退職所得の金額 = 150万円 + 退職金等の金額 - (300万円 + (1)退職所得控除額)

(3) 特別徴収すべき税額を求めます。(徴収すべき税額は百円未満を切り捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税額 (ア)	県民税額 (イ)
		6%	4%			

月	市への届書出提出期限	市からの通知発送予定日
6月	令和8年6月10日(水)	令和8年6月22日(月)
7月	〃 7月10日(金)	〃 7月21日(火)
8月	〃 8月10日(月)	〃 8月20日(木)
9月	〃 9月10日(木)	〃 9月24日(木)
10月	〃 10月13日(火)	〃 10月20日(火)
11月	〃 11月10日(火)	〃 11月20日(金)
12月	〃 12月10日(木)	〃 12月21日(月)
1月	令和9年1月12日(火)	令和9年1月20日(水)
2月	〃 2月10日(水)	〃 2月22日(月)
3月	〃 3月10日(水)	〃 3月23日(火)
4月	〃 4月12日(月)	〃 4月20日(火)
5月	〃 5月10日(月)	〃 5月20日(木)

※特別徴収の開始月は、通知書到達予定日と貴事業所の給与計算締日等を考慮して下さい。

※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。

〈令和8年度 普通徴収 納期限〉

第1期：令和8年6月30日（火曜日）

第2期：令和8年8月31日（月曜日）

第3期：令和8年11月2日（月曜日）

第4期：令和9年2月1日（月曜日）

納入書の書き方

1. 納入税額が「納入金額(1)」の税額と一致している場合

記入不要

領収証書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	

納入書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	

納入済通知書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	

領収証書・納入書・
納入済通知書それぞれ
記入不要です。

2. 納入税額が「納入金額(1)」の税額と異なる場合

手書き修正

領収証書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	1 5 8 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	1 5 8 0 0

納入書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	1 5 8 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	1 5 8 0 0

納入済通知書		納入金額(1)
		8,600
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	1 5 8 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	1 5 8 0 0

領収証書・納入書・
納入済通知書それぞれの
「納入金額(1)」を抹消し、
「給与分」、「合計額」
に変更後の税額を記入し
て下さい。

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の書き方

市町村コード		口座番号		加入者名						
4 7 2 0 5 1		0205-6-60148		沖縄県宜野湾市会計管理者						
令和 年 月 分		指定番号	納入金額(1)							
		90000001	円							
納入金 額	給与分 (一括徴収 分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						5	1	6	0	0
	退職 所得分					1	8	4	0	0
	延滞金									
	督促 手数料									
(2)	合計額					2	3	5	6	0
納期限 令和 年 月 日		領収日付印								
本書は納期限を過ぎると 使用できません。		殿								
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地										
氏名 又は 名称										

月割分(毎月の税額)と退職に伴い月割分の残額を一括徴収した場合の合計額

退職手当(金)の支払い金額に係る市民税・県民税額

宜野湾市長 殿		令和 8 年 7 月 9 日 提出		令和 年 月 分		人員 1 人								
市民税 納入 申告書	退職手当等支払金額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						1	2	3	8	0	0	0	0	
特別徴 収税額	市民税							1	1	0	4	0	0	
	県民税									7	3	6	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記 のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。														
特 住所又は 千 901-2221										(受付印)				
宜野湾市野嵩〇丁目〇番〇号										印				
株式会社 宜野湾										印				
書 法人番号又は個人番号		2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
※内訳をご記入願います。 ① ②														
1月1日の住所		宜野湾市野嵩△丁目△番△号												
氏名		宜野湾 三郎												
就退職年月日		就職	H13.4.1		退職	R3.8.31		就職			退職			
支払金額		12,380,000 円												
特別徴収税額	市民税		110,400 円											
	県民税		73,600 円											
		市民税		円										
		県民税		円										

(表)

(裏)

- 退職者情報記入
- ① 1月1日時点の住所
 - ② 氏名
 - ③ 就職年月日・退職年月日
 - ④ 退職金支払金額
 - ⑤ 特別徴収税額の内訳